

質問項目を選択してください。	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号(該当する場合のみ回答をお願いいたします)	問い合わせ詳細内容	回答	コメント
②問題内容	専門科目(精神保健福祉)	問題集	問32	選択肢2	<p>[~都道府県が中心になって整備する]が×とのことですが、以下の厚生労働省のHPでは、[精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進(構築支援)事業実施主体 都道府県]のため○と考えられます。見解を伺います。</p> <p>参考HP:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について   厚生労働省 <a href="https://share.google/v3LGieiUoAn5luW8m">https://share.google/v3LGieiUoAn5luW8m</a></p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下「にも包括」)の構築は、住民にとって最も身近な自治体である市町村などの基礎自治体を基盤として進められています。</p> <p>そのバックアップとして、都道府県や国が支援を行います。</p> <p>以上から、にも包括の中心となるのは、市町村(日常生活圏域)となります。</p> <p>そのため、本選択肢は×といたしました。</p>	
③その他	共通科目	解説集	問67	選択肢1と2	答えの内容が反対ではないか	<p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
③その他	共通科目	解説集	問67	選択肢1	回答内容が選択肢1と2で入れ替わっていないか	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>夫婦が共に育児休業を取得する場合、一定の要件を満たす場合に(父母の両方が育児休業を取得していること、同じ子についての育児休業であること、子が1歳になる前日までに育児取得を開始していること)、育児休業期間を子が1歳2か月になるまで延長できる特例のことを、パパ・ママ育児プラス制度といいます。そして、育児休業期間中は、申請により、育児休業給付金を受給することができます。</p> <p>つまり、パパ・ママ育児プラスの利用条件を満たしていれば、育児休業取得可能期間が子が1歳2か月に達するまで延長され、育児休業給付金も子が1歳2か月に達するまで支給されます。</p> <p>「パパ・ママ育児プラス制度」を正確に想起して頂けるよう、「一定の要件」について選択肢で触れていれば、より明瞭であったかと思えます。</p> <p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
②問題内容	共通科目	解説集	28	3	<p>「子が1歳2か月になるまで育児休業給付金が支給される」という記載の趣旨は、1歳2か月まで延長できるということだと思います。1歳2か月になるまで育児休業給付金が支給されるという記載は、申請(請求)すれば1歳2か月まで給付金が受け取れると取れてしまう曖昧な記載内容と思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>夫婦が共に育児休業を取得する場合、一定の要件を満たす場合に(父母の両方が育児休業を取得していること、同じ子についての育児休業であること、子が1歳になる前日までに育児取得を開始していること)、育児休業期間を子が1歳2か月になるまで延長できる特例のことを、パパ・ママ育児プラス制度といいます。そして、育児休業期間中は、申請により、育児休業給付金を受給することができます。</p> <p>つまり、パパ・ママ育児プラスの利用条件を満たしていれば、育児休業取得可能期間が子が1歳2か月に達するまで延長され、育児休業給付金も子が1歳2か月に達するまで支給されます。</p> <p>「パパ・ママ育児プラス制度」を正確に想起して頂けるよう、「一定の要件」について選択肢で触れていれば、より明瞭であったかと思えます。</p> <p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
③その他	共通科目	解説集	67	解説の選択肢1と2	解説の1と2が逆ではないか。その場合、正解は1になると思う	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>夫婦が共に育児休業を取得する場合、一定の要件を満たす場合に(父母の両方が育児休業を取得していること、同じ子についての育児休業であること、子が1歳になる前日までに育児取得を開始していること)、育児休業期間を子が1歳2か月になるまで延長できる特例のことを、パパ・ママ育児プラス制度といいます。そして、育児休業期間中は、申請により、育児休業給付金を受給することができます。</p> <p>つまり、パパ・ママ育児プラスの利用条件を満たしていれば、育児休業取得可能期間が子が1歳2か月に達するまで延長され、育児休業給付金も子が1歳2か月に達するまで支給されます。</p> <p>「パパ・ママ育児プラス制度」を正確に想起して頂けるよう、「一定の要件」について選択肢で触れていれば、より明瞭であったかと思えます。</p> <p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	

質問項目を選択してください。	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号(該当する場合のみ回答をお願いいたします)	問い合わせ詳細内容	回答	コメント
③その他	共通科目	解説集	問題67	1と2の答え	入れ替わっていないでしょうか	<p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
③その他	共通科目	問題集	製本ミス		2ページの次に33ページになっており、32ページの次が3ページでした。	<p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
②問題内容	共通科目	解説集	問67	選択肢1, 2	選択肢1と2の内容が入れ替わっているのではないのでしょうか。その場合、正答も変わるのではないのでしょうか。	<p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
③その他	共通科目	問題集, 解説集		67 選択肢1と2	問題の選択肢1および2に対する解説書の選択肢(解答)が逆のため、正答は1と思われれます。	<p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
②問題内容	共通科目	解説集		67 選択肢1, 2	<p>解説書の選択肢1の内容が「選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレットである。ハミルトンは、・・・」</p> <p>選択肢2の内容が「正しい。記述はリッチモンドが・・・」となっています。</p> <p>問題集 選択肢1. リッチモンドは・・・ 選択肢2. ハミルトンは・・・</p> <p>ですので、解説書の解説の順番が逆ではないでしょうか？ 正解は、選択肢1.で合っていますか？</p>	<p>ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。</p> <p>○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。</p> <p>×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。</p> <p>【正解 1】</p> <p>この度は学習の妨げとなるような訂正となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>	
②問題内容	共通科目	問題集	問47	他	第38回社会福祉士国家試験問題の、白書系の問題は令和6年版が主には出題傾向とされていますが、模擬試験内容は、全体的に令和7年版で出題されていますが、何か意図があるのでしょうか？	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>第37回国試において、高齢社会白書や地方財政白書は令和6年版が出題されていたことから、今回は令和7年版での出題といたしました。なお、7月頃までに白書や統計などの最新版が公開された場合、国家試験では最新版で出題される可能性があると考えられます。そのため白書や統計は公開日を確認し、適宜反映を行っています。</p> <p>高齢社会白書や地方財政白書以外には、令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書、「令和6年版犯罪白書」及び「令和6年版再犯防止推進白書」も出題していますが、これらは出題基準により今後出題可能性があります。</p> <p>これまで未出題であったため、各白書などの発表時期などを推定し、それぞれ出題させて頂きました。</p>	

質問項目を選択してください。	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号(該当する場合のみ回答をお願いいたします)	問い合わせ詳細内容	回答	コメント
②問題内容	専門科目(社会福祉士)	問題集,解説集	問90	選択肢5	サービス提供責任者では、デイサービス等も含まれてしまう為、訪問介護計画の作成は出来ないのでは、誤植ではないでしょうか？	訪問介護計画は、サービス提供責任者が作成します。訪問介護の指定基準(以下厚生労働省資料URL/p.3)にも、サービス提供責任者の業務として、訪問介護計画の作成が明文化されていません。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000106770.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000106770.pdf</a>	
③その他	共通科目	解説集	問67	選択肢2	解答は2とあるが、1が正解ではないか。	ご指摘の通りでございます。誠に申し訳ございませんでした。正しくは以下の通りとなります。  ○1 正しい。記述は、リッチモンド(Richmond, M.)が「ソーシャルケースワークとは何か」(1922年)の中でケースワークについて述べたものである。 ×2 選択肢の3つの要素を提唱したのはバートレット(Bartlett, H.)である。ハミルトン(Hamilton, G.)は、フロイト(Freud, S.)の精神分析理論を基にした診断主義ケースワークの確立に努めた。 【正解 1】	
③その他	専門科目(精神保健福祉士)	問題集,解説集		37	2 リフォーカスという言葉が使われていますが、リフォーミングではないでしょうか。リフォーカスという言葉もあるのでしょうか。いくら調べても見当たりません。	ご質問、ありがとうございます。リフォーカス(REFOCUS)とは、リカバリー視点によって推奨される実践モデルの一つで、専門的な訓練を受けた支援者による包括的な地域精神保健サービスです。 ご質問、ありがとうございました。	
②問題内容	専門科目(社会福祉士)	解説集		100	リハーサル模試問題100ですが、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計相談支援事業は被保護者も対象になったとテキストに書き添えされていますが、正解にはならないのでしょうか？	ご指摘の通り、生活保護受給者は、原則として生活困窮者自立支援事業の対象とはなりません。2025年4月施行の生活困窮者自立支援法の改正により、生活保護法に定める特定被保護者(被保護者であり、その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者など)は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計相談支援事業の対象に含まれることになりました。しかしながら、事例文から、①すでに一般就労の経験があつて就労意欲がある、②家計相談を必要としている旨が記載されていないことから、Cさんに利用を提案する事業としては不適切といたしました。生活困窮者自立支援事業の対象者に関する法改正箇所の説明が不十分となり、大変申し訳ございませんでした。	
②問題内容	専門科目(精神保健福祉士)	問題集,解説集	問45	選択肢4	退院後生活環境相談員の業務内容について・選択肢4「医療保護入院者の退院支援にあたり、特定相談支援事業所の相談支援専門員等をしていかいしなければならぬ」に対し、解答では「必要に応じて紹介を行うよう努める」と記載あり。  ⇒令和4年法改正にて、地域援助事業者の紹介は「義務」になっているため、選択肢4も正解の可能性はあるのではないのでしょうか。  (精神保健福祉法第33条の4[第29条の7の措置入院者を医療保護入院者と読み替えることあり])	ご質問、ありがとうございます。 令和4(2022)年「精神保健福祉法」改正により、精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院・医療保護入院のどちらの場合においても、地域援助事業者の紹介を行うことが義務付けられました(精神保健福祉法第29条の6及び第29条の7、第33条の4及び第33条の5)。それに伴い、退院後生活環境相談員についても通知が行われました。(令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001172561.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001172561.pdf</a> ))。この通知において、退院後生活環境相談員の業務として「地域援助事業者の趣旨並びに本人及び家族等が希望する場合、病院は地域援助事業者を紹介する」とされており、退院支援として地域援助事業者の紹介を行うのは精神科病院又は指定病院の管理者の義務であり、退院後生活環境相談員の義務ではありませんが、問題・解説ともに不十分な内容でした。お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。	
						×4 医療保護入院者の退院支援において、地域援助事業者を紹介するのは精神科病院又は指定病院の管理者の義務である。退院後生活環境相談員は、日頃から、市町村との連絡調整を行うことにより、地域援助事業者を中心とする地域資源の情報を把握し、当該情報を有効に活用できるよう努める。	

質問項目を選択してください。	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号(該当する場合のみ回答をお願いいたします)	問い合わせ詳細内容	回答	コメント
③その他	専門科目(精神保健福祉) 解説集		38	1	IPSは働きたいと希望する全ての精神障害者と解説にはあるが、テキスト等には重度精神障害者が対象と記載があります。対象者はどのような人ですか。	<p>ご質問、ありがとうございます。 生活や就労に大きな影響を及ぼす精神障害者が対象となりますので、結果として重い状態の人が多い支援モデルですが、軽度だから対象外とはなりません。</p> <p>IPS型就労支援の8原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①働きたいと思うすべての精神障害者が対象(症状の重さなどで就労支援の対象者を限定しない)</li> <li>②クライアントの好みを尊重する</li> <li>③一般就労を目指す</li> <li>④就労支援と精神保健の専門家でチームをつくる</li> <li>⑤生活保護や障害年金などの保障計画をする</li> <li>⑥迅速な仕事探し</li> <li>⑦体系的な職場開拓</li> <li>⑧継続的な個別就労支援があります。</li> </ul>	